

【Q&A】健康保険証廃止について当健保での対応 R6(2024)/12/2版

Q1 保険証がなくなる、マイナンバーカードが保険証がわりになると報道されていますが、テレビ朝日健康保険組合ではどうなりますか？

A1 国の決定として、今年(令和6年)の12月2日以降、「健康保険証」は廃止となり、新規交付は終了しました。マイナンバーカードを基本とする仕組み(マイナ保険証)へ移行します。

テレビ朝日健康保険組合もこの決定に従いますので、**12月2日以降は新たな保険証交付はいたしません。紛失等での再交付も行いません(※)。**

※マイナ保険証となっていない方については、再交付ではなく、この機会にマイナ保険証としていただくか、後述の資格確認書を交付します。

Q2 今使っている保険証は12月2日以降は使えなくなるのですか？

A2 保険証の廃止には1年間の経過措置期間が設けられていますので、**令和7年12月1日まではこれまで通り今の保険証を使うことができます。**退職などで健保の資格を失ったときはその日までとなります。

Q3 マイナンバーカードが12月2日に自動的に「マイナ保険証」になるのですか？

A3 マイナンバーカードをお持ちの方は[マイナポータル](#)や医療機関で登録(紐づけ)の手続きをすることで、「マイナ保険証」として利用できるようになります。手続き方法の詳細は厚生労働省の[こちらのページ](#)をご参照ください。

Q4 マイナンバーカードを持っていません。マイナ保険証を作れません。

A4 この機会にマイナンバーカードを作ってください、保険証として使えるように登録することを推奨しますが、**マイナ保険証をお持ちでない方には当健保から「資格確認書」を交付いたします(※)。**この資格確認書を医療機関の窓口で提示することで受診ができます。

※交付の具体的なスケジュールなどは決まっておりませんが、現在の保険証が利用できる経過措置が終わる時期(令和7年12月1日)までには対応予定です。

Q5 「資格確認書」がこれまでの保険証の代わりとなるのですか？

A5 国の決定として、これまでの「健康保険証」から、マイナンバーカードを基本とする仕組み(マイナ保険証)へ移行します。資格確認書には有効期限が設定されます(※)ので、その間にマイナ保険証への切り替えを推奨します。

※有効期限は最長で令和11年12月1日、任意継続被保険者、特例退職被保険者の方はそれぞれの加入期限までとなります。

Q6 資格確認書には有効期限があるとのことですが、マイナンバーカードを取得する予定はありません。有効期限を迎えた資格確認書はどうなりますか？

A6 現時点では詳細は決まっておりません。

Q7 9月の終わりに健保から届いた薄いカードみたいなものは何ですか？あれが資格確認書ですか？

A7 「**資格情報のお知らせ**」をご自宅に送付いたしました。「資格情報のお知らせ」の右下部分(カードサイズ)

は剥がせるようになっていきます。こちらはマイナンバーカードで医療機関を受診する際に一緒にご持参いただくと、マイナンバーカードで正しく保険証の情報が読み取れなかった場合に役立ちます。この「[資格情報のお知らせ](#)」と「[資格確認書](#)」とは目的、用途が異なる別のものです。

なお、この「[資格情報のお知らせ](#)」ならびに右下部分(カードサイズ)だけでは医療機関を受診することはできませんので、ご注意ください。詳細は健保 HP の「[健保からのお知らせ](#)」の 9 月 25 日付の記事をご確認ください。

Q8 マイナ保険証で記号、番号、保険者番号は確認できますか？

A8 保険証廃止後も健保への各種申請などでは個人ごとの記号、番号が必要になります。記号、番号、保険者番号は前出の「[資格情報のお知らせ](#)」や「[マイナポータル](#)」で確認することができます。